

意 見 書 (案)

令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う業務用米の需要停滞等による米価の低迷が米の生産農家の経営に多大な影響を及ぼしている中、国から令和4年度水田活用の直接支払交付金の見直しが示された。

本県では、国の作付転換の方針に基づき、主食用米から飼料用米や麦・大豆等への転換を着実に進めてきており、多様な水田機能を維持し、地域の水田農業の持続的な発展と食料自給率向上のためには、安定的な財源の確保と生産現場の実情を十分踏まえた支援が重要である。

しかしながら、今般の同交付金の見直しにより、今後5年間に一度も水張りをしない水田を、令和9年度以降は同交付金の交付対象外とする方針が示されたことから、耕作放棄地の拡大や離農の増加、土地改良区など団体の維持・運営に支障をきたすことが懸念される。また、多年生作物（牧草）に対する戦略作物助成の令和4年度からの単価見直しについても、唐突に示されたものであり、現場では不安の声が広がっている。

よって、国においては、これまで作付転換を進めてきた生産農家や産地の努力に報いるため、安定的な営農の継続や農地の維持が将来にわたって展望できるよう、丁寧な説明や生産現場の実情に即した対応のほか、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 需要のある畑作物等の生産の維持・拡大に向け、同交付金の交付対象となる水田を畠地化した場合でも、中山間地域等直接支払等の日本型直接支払制度や畠作物の直接支払交付金（ゲタ対策）をはじめとした関連施策を見直した上で拡充すること。
- 2 輸入乾牧草の価格高騰が続いている中、多年生作物（牧草）の単価見直しによる交付金削減によって生産の縮小が懸念されるため、生産の維持・拡大に向けた支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あて
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
内 閣 官 房 長 官

山形県議会議長 坂 本 貴雄

以上、発議する。

令和4年6月21日

提 出 者 山形県議会農林水産常任委員長 菊 池 大二郎